

令和3年 2月26日

大阪府小学生バレーボール連盟  
役員各位  
加盟団体指導者各位

大阪府小学生バレーボール連盟  
会 長 山崎 敦久  
理事長 森 和 夫

## 緊急事態宣言発令時における活動について

2月28日をもって解除されることを受けて一部追加・修正しました。

- ・緊急事態宣言解除後、大阪府の他チームとの交流をしても構わない。  
但し、府外のチームとの交流は自粛すること。
- ・府外のチームとの交流については、再度通知するようにする

大阪府に緊急事態宣言が発令されている間は、他チームとの交流及び他府県との交流を自粛するようよろしくお願いいたします。

前回の発令時には、小・中学校及び公共施設の体育館も使用不可となりましたが、今回の発令では、地域によって小・中学校の体育館は使用可能、また公共の体育館も使用可能になっています。

各チームの活動にあたり、更に感染予防対策として以下の内容に気をつけて活動し、クラスターの発生を防いでいただきますようお願い申し上げます。

- 1、距離をとる。
- 2、マスクの着用
- 3、検温
- 4、手洗い及び消毒
- 5、換気
- 6、共有物品の使用禁止
- 7、参加人数の制限
- 8、参加者リストの作成
- 9、選手の参加

- ①活動にあたっては保護者に対策について説明した上で、感染に不安のある保護者の思いを尊重し、活動への強制や不利益となることについては行わないこと。
- ②練習中に選手の体調変化が見られた場合は、保護者と連絡が取れる体制にすること。